



資料編



1 土浦市子ども・子育て会議条例

平成25年6月19日

土浦市条例第28号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、土浦市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 子ども関係団体に属する者

(3) 教育関係者

(4) 保育関係者

(5) 子どもの保護者

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第2項第2号、第3号及び第4号に規定する委員は、委嘱当時の職を退いたときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部こども福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。

(土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年土浦市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1 公設地方卸売市場運営協議会の委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て 会議の委員			7,500	37	2,500	県外14,000 県内12,500	2,500
------------------	--	--	-------	----	-------	----------------------	-------

(最初に選任される委員の任期)

3 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

4 この条例の施行後最初に行われる会議及び任期満了による委員の改選後最初に行われる会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行うものとする。

2 土浦市子ども・子育て会議運営規則

平成25年8月26日

土浦市規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、土浦市子ども・子育て会議条例（平成25年土浦市条例第28号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、土浦市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、会議の開催日の遅くとも10日前までに、会議の日時、場所及び議題を委員及び市長が別に定める庁内策定委員（以下これらを「委員等」という。）に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(会議の開催の公表)

第3条 会議の開催の公表については、土浦市審議会等の会議の公開に関する要項（平成20年土浦市告示第58号。以下「市要項」という。）第2条の規定によるものとする。

(会議の公開)

第4条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、市要項第3条第1号又は第2号に掲げる場合に該当するときは、会議を公開しないことができる。

2 会議の公開又は非公開の決定については、市要項第4条の規定によるものとする。

3 会議の公開の方法は、市要項第5条の規定によるものとする。

4 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(欠席の届出)

第5条 委員等は、第2条の規定による通知を受けた場合において、事故のため会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(代理人の出席等)

第6条 会長は、委員（会長及び副会長の職にある委員を除く。）が、やむを得ない事情のため会議に出席できない場合において、代理人を選任し、その旨を会長に届け出たときは、当該代理人にその職務を行わせることができる。

(委員等以外の者の出席)

第7条 会長は、必要と認めるときは、会議に委員等以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第8条 会議の議事については、議事録を作成し、会長の指名した委員2名がこれに署名しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員等（委員の代理人を含む。）及び欠席した委員等（代理人を選任さ

れた委員を除く。)の氏名並びに出席した者の氏名

(3) 議題

(4) 議事の概要

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

3 土浦市子ども・子育て会議委員

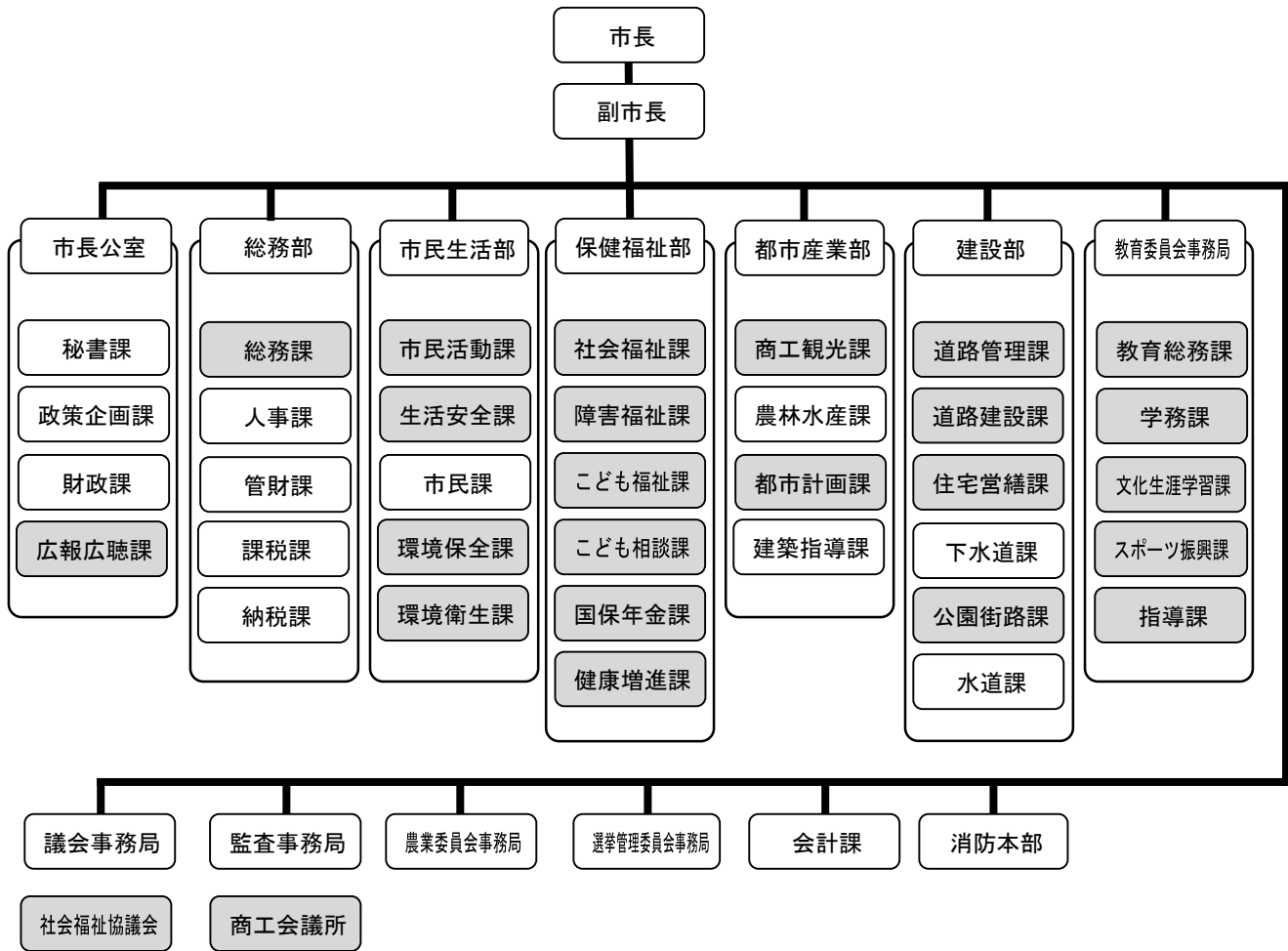
(敬称略、順不同)

種別	氏名	団体名	備考
学識経験を有する者	常磐短期大学	かみ すき まさ こ 紙 透 雅 子	会長
子ども関係団体に属する者	土浦市民生委員児童委員協議会 連合会児童福祉部会	つる た み さ こ 鶴 田 美紗子	副会長 任期は令和元年12月9日まで
	土浦市民生委員児童委員協議会 連合会児童福祉部会	いい だ み え こ 飯 田 美恵子	任期は 令和元年12月10日から
	土浦市青少年相談員連絡協議会	やま だ よう こ 山 田 陽 子	副会長 副会長の任期は令和元年1月24日から
	土浦市子ども会育成連合会	しい き はる え 椎 木 春 江	
教育関係者	土浦地区私立幼稚園協会	かわ しま やす ひろ 川 島 康 広	
	土浦市幼稚園長会	なか むら たかし 中 村 隆	
	土浦市学校長会	お ぎき まり こ 尾 崎 真里子	
保育関係者	土浦地区私立保育協議会	まつ やま ゆ み 松 山 由 美	
	土浦市公立保育所長会	なか の み え こ 中 野 美恵子	
子どもの保護者	土浦市小中学校 PTA 連絡協議会	ぬま た しん いち 沼 田 真 一	
	土浦市小中学校 PTA 連絡協議会 女性ネットワーク委員会	しも かわ なお み 下 川 直 美	
	土浦市保育所保護者代表	こ ぼやし のぶ こ 小 林 暢 子	
市長が必要と認める者	市議会議員（文教厚生委員会）	しも むら じゅ ろう 下 村 壽 郎	
	土浦児童相談所	たか はし かつ お 高 橋 活 夫	
	土浦保健所	お がた つよし 緒 方 剛	
	土浦市更生保護女性会	すず き きみ え 鈴 木 君 枝	

年月日	主な内容
平成30年11月15日（木）	第1回土浦市子ども・子育て会議 (1) (仮称) 第二期土浦市子ども・子育て支援事業計画策定ニーズ調査全体スケジュールについて (2) ニーズ調査票（案）について (3) 保育所等の設置認可に関する意見聴取について (4) その他
平成30年12月14日（金） ～平成31年1月10日（木）	ニーズ調査実施
平成31年3月22日（金）	第2回土浦市子ども・子育て会議 (1) 土浦市子育て支援に関するアンケート調査結果報告について (2) 2015つちうらこどもプランの進捗状況報告について (3) 特定教育・保育施設等の利用定員について (4) その他
令和元年7月26日（金）	第1回土浦市子ども・子育て会議 (1) (仮称) 第二期子ども・子育て支援事業計画の骨子（案）について (2) その他
令和元年10月18日（金）	第2回土浦市子ども・子育て会議 (1) 第二期子ども・子育て支援事業計画（案）について (2) その他
令和元年11月28日（木）	第3回土浦市子ども・子育て会議 (1) 第二期子ども・子育て支援事業計画（案）について (2) 保育所等の設置認可に関する意見聴取について (3) その他
令和2年1月24日（金）	第4回土浦市子ども・子育て会議 (1) 第二期子ども・子育て支援事業計画（案）について (2) パブリック・コメントの実施について (3) その他
令和2年3月25日（水）	第5回土浦市子ども・子育て会議 (1) パブリック・コメントの結果について (2) 第二期子ども・子育て支援事業計画について (3) その他

5 土浦市役所組織図

(土浦市役所の主な組織、関連団体)



※ 「2020 つちうらこどもプラン」関連事業担当課

6 用語解説

【あ行】

1号認定

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。1号認定は、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定以外の子どものこと。(子ども・子育て支援法第19条第1項第1号)

【か行】

家庭的保育

市より委託を受けた保育者が、家庭等で、5人以下の子どもを家庭的な雰囲気の中で保育するもの。

協働

市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

子ども食堂（コミュニティ食堂）

子どもやその親及び地域の人々に対し、無料又は低料金で食事を提供する社会活動の場。また、子ども自身が調理に参加する場合もあり、無料で学習指導を受ける機会や、遊びや地域住民との交流の機会が提供される場合などもある。

【さ行】

3号認定

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。3号認定は、満3歳未満の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な子どものこと。(子ども・子育て支援法第19条第1項第3号)

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成 15 年に制定された法律。

市民協働

市民及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

食育

さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

【た行】

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条に定められた 13 事業のこと。市町村では、子ども・子育て支援事業計画において、それぞれの事業の量の見込みと確保方策を定めることとされている。

【な行】

2号認定

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて 3 つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。2号認定は、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な子どものこと。(子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2号)

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。

【ら行】

療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

2020つちうらこどもプラン

～第二期土浦市子ども・子育て支援事業計画～

発行日：令和2年3月

発行者：土浦市 保健福祉部 こども福祉課

住 所：〒300-8686 土浦市大和町 9-1

T E L：029-826-1111（代）

F A X：029-826-3402